

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人	千円
		9	69,912
		5,398	362,075,092
		217	5,052,716
		2,711	30,411,670
		516	1,866,257
課 税 価 格		実	5,444
相 続 税 額	算 出 税 額		5,357
	2 割 加 算 額		496
	計	実	5,357
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税		176
	配 偶 者		882
	未 成 年 者		87
	障 害 者		112
	相 次 相 続		222
	外 国 税 額		-
	計	実	1,396
差 引 税 額		実	4,622
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額			60
小 計			4,612
農 地 等 納 税 猶 予 額			29
株 式 等 納 税 猶 予 額			5
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実	4,605
	還 付 税 額	実	35
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			8
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			2,033
			161,800,000

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 19 年 分	5,457	352,937,712	43,387,760	13,973,873	4,620	28,597,334	28	63,787	1,871
平成 20 年 分	5,179	328,842,918	36,168,240	9,942,327	4,412	25,386,785	37	66,825	1,879
平成 21 年 分	5,253	332,226,334	40,056,013	10,877,844	4,432	28,037,640	32	56,680	1,825
平成 22 年 分	5,016	307,390,606	33,865,267	9,367,692	4,229	24,139,575	22	62,558	1,773
平成 23 年 分	5,444	338,582,395	39,260,180	9,831,702	4,605	28,704,471	35	72,651	2,033

(注) この表は、「(1) 課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
青森 森	209	16,002,046	179	1,453,212	78
弘前	105	7,232,641	94	726,701	38
八戸	220	11,374,067	194	889,067	73
黒石	11	731,680	9	25,938	5
五所川原	50	2,704,225	37	107,188	18
十和田	83	5,208,154	68	399,375	31
むつ	30	1,165,538	25	38,571	10
青森県計	708	44,418,351	606	3,640,052	253
盛岡	314	17,394,201	254	1,099,519	115
宮古	77	5,442,827	66	535,384	29
大船渡	101	5,490,911	95	264,603	44
水沢	61	3,036,486	46	251,868	23
花巻	113	7,645,186	99	736,035	39
久慈	11	1,050,523	10	100,106	7
一関	48	3,627,702	38	342,250	21
釜石	112	7,032,409	94	843,547	46
二戸	37	1,744,122	32	72,650	15
岩手県計	874	52,464,367	734	4,245,962	339
仙台北	495	30,887,883	424	2,641,079	181
仙台中	262	16,334,496	236	1,367,047	94
仙台南	375	27,123,002	330	4,314,236	133
石巻	192	12,891,525	165	913,787	88
塩釜	118	7,250,115	91	669,524	46
古川	69	4,286,677	58	281,227	26
気仙沼	76	5,573,845	64	759,143	34
大河原	63	4,477,367	52	451,476	26
築館	40	1,373,306	31	59,326	11
佐沼	10	705,113	9	37,912	3
宮城県計	1,700	110,903,329	1,460	11,494,758	642
秋田南	143	9,847,035	116	755,832	56
秋田北	36	1,917,188	28	58,809	15
能代	43	2,102,676	37	134,620	12
横手	X	X	X	X	9
大館	57	3,420,279	49	255,702	20
本荘	45	2,641,954	38	172,285	19
湯沢	X	X	X	X	1
大曲	40	1,993,887	37	77,171	13
秋田県計	391	24,122,258	329	1,594,526	145
山形形	329	20,303,762	273	1,613,578	113
米沢	57	3,242,118	48	205,332	19
鶴岡	60	3,084,357	53	144,294	23
酒田	51	4,135,951	41	623,462	21
新庄	31	1,688,679	27	99,276	11
寒河江	53	1,993,715	40	65,899	17
村山	25	1,203,349	19	46,236	9
長井	26	2,053,302	24	177,406	11
山形県計	632	37,705,233	525	2,975,483	224
福島島	241	15,959,781	200	1,014,429	91
会津若松	109	7,183,319	87	606,927	42
郡山	326	20,097,806	269	1,498,195	120
いわき	192	12,153,419	159	882,716	79
白河	93	4,362,506	83	257,340	31
須賀川	72	3,285,529	65	175,726	24
喜多方	X	X	X	X	6
相馬	59	3,226,039	47	161,191	27
二本松	28	1,291,350	25	83,937	8
田島	X	X	X	X	2
福島県計	1,139	68,968,857	951	4,753,691	430
総計	5,444	338,582,395	4,605	28,704,471	2,033

(注) この表は、「(1) 課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本年分	申 告 額	5,451	338,789,744	4,633	28,798,319	2,033
	修正申告による増差額	137	1,207,479	193	182,509	103
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	107	1,414,828	161	276,357	76
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,444	338,582,395	実 4,605	28,704,471	実 2,033
過年分	申 告 額	206	13,814,827	168	1,014,435	92
	修正申告による増差額	275	4,883,332	384	1,426,429	175
	更正による増差額	4	259,438	5	107,420	3
	更正等による減差額	740	6,690,397	1,070	1,102,733	454
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,229	12,267,200	実 1,613	1,445,551	実 671
合 計	申 告 額	5,657	352,604,571	4,801	29,812,754	2,125
	修正申告による増差額	412	6,090,811	577	1,608,938	278
	更正による増差額	4	259,438	5	107,420	3
	更正等による減差額	847	8,105,225	1,231	1,379,090	530
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,673	350,849,595	実 6,218	30,150,022	実 2,704

調査対象等： 「本年分」は、平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日）から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	18	2,015	48	11,322	-	-
過 年 分	231	132,506	71	12,168	13	68,233
合 計	249	134,521	119	23,489	13	68,233

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	590	48,852,296	1,348,203	174,332	741,591	1,281
1 億円超	1,022	140,230,432	1,653,229	833,501	6,226,981	3,258
2 "	245	58,764,492	837,854	442,769	5,036,573	852
3 "	125	46,598,725	558,169	328,645	6,477,096	441
5 "	26	15,153,003	281,926	45,925	2,996,261	85
7 "	17	13,826,553	76,115	21,897	2,472,815	64
10 "	6	7,063,146	218,178	16,598	1,971,384	18
20 "	1	2,564,222	-	-	242,103	12
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	1	5,736,875	41,920	-	2,633,516	4
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,033	338,789,744	5,015,593	1,863,668	28,798,319	6,015

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	16	157	188	168	61	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	4	106	198	318	251	96	35	10	1	1	1	1
2 "	-	20	34	75	61	45	6	1	1	1	1	-
3 "	-	6	23	42	31	13	3	3	3	-	-	1
5 "	-	1	5	9	8	3	-	-	-	-	-	-
7 "	-	-	2	6	5	2	2	-	-	-	-	-
10 "	-	1	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	20	291	452	619	419	159	47	14	5	2	2	3

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	602	10,384,202
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	681	9,768,897
	宅地（借地権を含む。）	1,807	94,916,782
	山林	550	1,316,588
	その他の土地	630	6,439,176
	計	1,837	122,825,646
家屋、構築物		1,631	20,704,857
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	293	765,591
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	52	178,301
	売掛金	87	355,988
	その他の財産	170	950,198
	計	396	2,250,078
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	432	13,316,752
	同上以外の株式及び出資	1,155	10,354,125
	公債及び社債	434	9,235,549
	投資・貸付信託受益証券	546	8,084,703
	計	1,472	40,991,127
現金、預貯金等		2,021	109,351,806
家庭用財産		1,190	821,592
その他の財産	生命保険金等	698	29,376,411
	退職金及び功労金等	220	7,967,193
	立木	224	301,801
	その他	1,695	27,638,735
	計	1,802	65,284,139
合計		2,021	362,229,245
相続時精算課税適用財産価額		161	5,015,593
債務等	債務	1,682	26,382,866
	葬式費用	1,940	3,935,896
	計	1,978	30,318,762
差引純資産価額		2,024	336,926,076
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		278	1,863,668
課税価額		2,033	338,789,744

調査対象等：平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。